

相互協議申立書  
Application for the Mutual Agreement Procedure

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

年月日 Date of submission (year/month/day)  国税庁長官 殿 To the Commissioner, National Tax Agency	(フリガナ) 法人名又は氏名 Name of corporation or individual			
	申立法人 Applicant corporation	<input type="checkbox"/> 単体法人 Single corporation <input type="checkbox"/> 連結親法人 Consolidated parent corporation		
	法人番号又は個人番号 Corporate number or individual number	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 (In the case of individual number, enter it from here.)		
	納税地 Place of tax payment	〒 - (局 署)		
	相手国等における納税者番号 Tax ID number in treaty partner jurisdiction			
	(フリガナ) 法人の代表者氏名 Name of the corporate representative			
	(フリガナ) 責任者氏名 Name of the person in charge	(役職名 Position) 電話 Tel ( ) - (内線 ex. )		
事業種目 Type of business		資本金 Amount of stated capital	百万円 Million yen	

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。  
I request a mutual agreement procedure between competent authorities pursuant to the provisions of the relevant tax treaty.

連結子法人 Consolidated subsidiary	法人名 (フリガナ) Name of corporation			
	本店又は主たる事務所の所在地 Address of the head office or principal office	〒 -		
	代表者氏名 (フリガナ) Name of the corporate representative			
	責任者氏名 (フリガナ) Name of the person in charge	役職名 Position 電話 Tel ( ) -		
	事業種目 Type of business			

相互協議申立ての理由 Reason for the MAP request	<input type="checkbox"/> 事前確認 Advance pricing arrangement <input type="checkbox"/> 我が国課税 Taxation in Japan <input type="checkbox"/> 相手国等課税 Taxation in treaty partner jurisdiction (課税年月日 Date of taxation : 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他 Other
--	--

相互協議の相手国等 Treaty partner jurisdiction relevant to the MAP request

国外関連者等 Foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.	名称 Name			
	本店所在地等 Address of the head office of foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.			
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係 Relation to the applicant engaged in transactions that are the subject of the MAP request			
	相手国等での相互協議申立ての有無 Have you also submitted a MAP request to treaty partner jurisdiction? <input type="checkbox"/> 有 Yes. (申立日 Date of the MAP request 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無 No.			

申立ての対象となる所得金額等 Amount of taxable income and tax that are the subject of the MAP request

(連結) 事業年度 (年分) Taxable year	円貨による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合) In Japanese yen (Taxation in Japan or in treaty partner)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合) In currency of treaty partner (Taxation in treaty partner)	
	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax
年 月 日～ 年 月 日	百万円 Million yen	百万円 Million yen	通貨単位 Unit	通貨単位 Unit
合計 Total amount				

租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 1 項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》等に規定する納税の猶予の希望の有無 I request for grace of tax payment prescribed in paragraph 1 of Article 66-4-2 [Grace of Tax Payment under Special Provisions for Taxation on Transactions with Foreign Affiliated Persons] of the Act on Special Measures Concerning Taxation, etc.	<input type="checkbox"/> 有 Yes <input type="checkbox"/> 無 No
地方税法第 55 条の 2 第 1 項《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》等に規定する徴収猶予の希望の有無 I request for grace of tax collection prescribed in paragraph 1 of Article 55-2 [Grace of Tax Collection for Prefectural Inhabitants Tax on Corporations Where a Mutual Agreement Procedure Has Been Requested Pursuant to the Provisions of an Applicable Tax Treaty] of the Local Tax Act, etc.	<input type="checkbox"/> 有 Yes <input type="checkbox"/> 無 No

申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等 Summary of the facts that are the subject of the MAP request and reason for the request

添付書類 Attachments

(連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)  
 (Additional information form to be used for multiple consolidated subsidiaries / foreign affiliated corporations, etc.)

連結子法人 Consolidated subsidiary	法人名（フリガナ） Name of corporation
	本店又は主たる事務所の所在地 Address of the head office or principal office 〒 —
	代表者氏名（フリガナ） Name of the corporate representative
	責任者氏名（フリガナ） Name of the person in charge 役職名 Position 電話 Tel ( ) —
	事業種目 Type of business
国外関連者等 Foreign affiliated person / permanent establishment, etc.	名称 Name
	本店所在地等 Address of the head office of foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係 Relation to the applicant engaged in transactions that are the subject of the MAP request
	相手国等での相互協議申立ての有無 Have you also submitted a MAP request to treaty partner jurisdiction? <input type="checkbox"/> 有 Yes. (申立日 Date of the MAP request 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無 No.

○税理士等に関する事項  
 Details of the agent

<input type="checkbox"/> 税理士 Certified public tax accountant	氏名（名称） Name	代理権限等の届出をした税務署名 Name of the tax office where the tax agent is registered
	住所（居所・所在地） Address 電話 Tel ( ) —	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 Tax agent ( )		

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ( )
	整理番号 備考			

※ For official use only

## 相互協議申立書の記載要領等

- 1 この申立書は次の場合に使用します。
  - (1) 租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。）第12条第1項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）第3条第1項《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。以下同じです。）又は個人が、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行うとき
  - (2) 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-2、平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-2、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）7-1、平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）5-1又は平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-1に定める事前確認の申出を行うとともに、法人又は個人が、租税条約の規定に基づく相互協議を求めるために、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行うとき
- 2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各1部を、国税庁相互協議室に提出してください。申立ての対象となる取引の当事者が「連結親法人」又は「連結子法人」である場合は、連結親法人が提出してください。
- 3 各欄の記載は次によります。各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して相互協議申立書に添付してください。
  - (1) 「法人名又は氏名」欄には、申立者が内国法人又は居住者である場合には、日本語による表記のほか、英語による表記を記載してください。
  - (2) 「申立法人」欄は、申立者が内国法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、レ印を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。
  - (3) 「法人番号又は個人番号」欄には、申立者の法人番号又は個人番号を記載してください（法人番号又は個人番号を有する場合に限り）。ただし、個人が事前確認に係る相互協議を求める場合は、個人番号を記載する必要はありません。
  - (4) 「納税地」欄には、申立者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載してください。当該申立者が外国法人又は非居住者であって、当該申立者の相手国等における納税地がこれと異なる場合には、併せて記載してください。
  - (5) 「相手国等における納税者番号」欄には、申立者が外国法人又は非居住者である場合に、記載してください（相手国等において納税者番号を有する場合に限り）。
  - (6) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
  - (7) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の法人名（日本語及び英語による表記）、本店又は主たる事務所の所在地等を記載してください。「連結子法人」が複数ある場合には、次葉に記載してください。
  - (8) 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合に記載します。申立者が内国法人又は居住者である場合には、相手国等に所在する国外関連者又は恒久的施設について、申立者が外国法人又は非居住者である場合には、当該外国法人の関連者である内国法人又は我が国に所在する恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次葉に記載してください。
  - (9) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額。以下同じです。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(源)」と表示してください。

(注) この申立てが相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあつては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
  - (10) 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税等に起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限り。）及び当該国税の額に係る加算税の額に関する納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があります。）。

また、地方税法第55条の2第1項《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」にレ印を記載してください。当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。
  - (11) 「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合に記載してください。
  - (12) この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記載してください。

(注) 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

4 この申立書には次の資料を添付してください。

なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。

- (1) 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）
- (2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し
- (3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料
- (4) 申立てが租税条約等実施特例省令第13条に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料
- (5) 申立者又はその国外関連者等が相手国等の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し
- (6) その他協議の参考となる資料

5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。

6 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- (2) 相手国等における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進ちょく状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

7 その他

- (1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。
- (2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39ほか7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でも閲覧できます。